

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局研究開発政策課）

項 目 名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 【関係条文】 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	革新的な新製品・新サービスを生み出し続けるためには、自社内の既存技術を改善するだけでなく、外部の新鮮な知恵を積極的に取り入れて、新しい技術を生み出していくことが必要不可欠である。 また、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要である。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を共同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ ▲0 百万円） （ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
施策大目標 2 研究を支援する体制を整備すること
施策目標 2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
■第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）
第 7 章 推進体制・ガバナンスの改革
1. 官民の研究開発投資の確保等
このため、2026 年度から 2030 年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融资や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は 60 兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は 180 兆円を目標とする。

政策の達成目標

企業間及び産学の共同研究を活発化すること。
（企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））
※ 企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）

租税特別措置の適用又は延長期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

同上の期間中の達成目標

企業間及び産学の共同研究を活発化すること。
（企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））

政策目標の達成状況

企業の社外支出研究費は、令和 6 年度は対前年度比で 10.5%増の 1.4 兆円となっており、目標達成には至っていないものの、増加傾向がみられる。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427	13,028	14,399

※出典：2025 年（令和 7 年）科学技術研究調査（総務省）より、企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）。

14 - 2

	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>適用件数 (組合数)</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用件数 (組合数)	7	6	6
		区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度						
適用件数 (組合数)	7	6	6								
		要望の措置 の効果見込み (手段としての有効性)	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。								
相 当 性		当該要望項目 以外の税制上の措置	—								
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—								
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—								
		要望の措置 の妥当性	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 この点、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本税制は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからず適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、税制措置の方が予見可能性が高く効果的である。								

			なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績						
			区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（推計）	令和 8 年度（見込み）
			適用件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10
			適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291
			減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50
			※令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※令和 7、8 年度については、令和 8 年 3 月までに設立された全技術研究組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき記載。 （減収額算定式について） 適用額×法人税率（23.2%）×係数 ・ 係数：令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の「利益法人の適用額」 / 「適用額合計」） ・ 令和 7、8 年度は、令和 4～6 年度の係数の平均を基に算出。					
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10 ② 適用件数： 5 件 ③ 適用額： 687 百万円 ※令和 6 年度の適用状況					
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	令和 8 年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。 また、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握（※）したところ、技術研究組合の令和 7 年度における事業費は、51,286 百万円となっている。その一方で、本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっており、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円（4.4%）増加させたと推計できる。 これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技					

		術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境設備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。 ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査																	
	前回要望時の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 6、7 年度は、技術研究組合の設立及び事業費の増加を達成している。 令和 8 年度についても、事業費は増加する見込みであり、技術研究組合の設立についても数件相談を受けている。 <table><tr><td>区分</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度 (見込み)</td></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>37,713</td><td>29,817</td><td>37,914</td><td>51,286</td><td>58,126</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>3</td><td>(0)</td></tr></table> ※ 事業費は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査に基づき記載（なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載）。 ※ 令和 8 年度の設立組合数は令和 8 年 8 月末現在の実績。	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)	事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126	設立組合数	6	6	2	3
区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)														
事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126														
設立組合数	6	6	2	3	(0)														
これまでの要望経緯	昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定（5 年間） 昭和 60 年度 適用期限延長（2 年間） 昭和 62 年度 適用期限延長（2 年間） 平成元年度 適用期限延長（2 年間） 平成 3 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 5 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 7 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 9 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 11 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 13 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 15 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 17 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 19 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 21 年度 適用期限延長（2 年間） 〔平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成 23 年度 適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 27 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長（3 年間）																		

	令和 3 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和 6 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：技術研究組合の所得の計算の特例

- 本特例措置に係る自己点検においては、短期アウトカム（技術研究組合の事業費が増加すること）及び中期アウトカム（企業間及び産学の共同研究を活発化すること（①企業の社外支出研究費の額及び②そのうち大学等への社外支出研究費の額を年率11.5%の増加））を設定していたところ。その後、指標の明確性を向上させる観点から、中期アウトカムは海外への支出分を除いた社外支出研究費の額として設定し直した。
- この点、中期アウトカムである「社外支出研究費の額」については、本税制が措置されたことから、1.4兆円と増加傾向にあるものの、前年度比10.5%の増加（令和6年度実績）となっており目標を下回っている。このため、引き続き本税制を措置することにより、社外支出研究費の額を伸ばし、中期アウトカムに加え、長期アウトカム（令和8～令和12年度の官民合わせた研究開発投資の総額を180兆円）の目標達成に寄与することが必要である。
- 令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。
- これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産等の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。その結果、企業からの賛同や参画が得られやすくなり、社外支出研究費の増加が促され、「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」という政策目的を達成することにもつながることから、引き続き本特例措置の延長を要望したい。
- なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。